

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書	
平成 3 0 年 6 月 1 5 日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住所 刈谷市幸町3丁目7番地1	
氏名 (株)伊藤工務店 刈谷支店 取締役支店長 金田昌美	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0 5 6 6 - 2 1 - 4 5 4 8	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社伊藤工務店 刈谷支店
事業場の所在地	刈谷市幸町3丁目7番地1
計画期間	平成30年 4 月 1 日～平成 3 1 年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	0 6 : 総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高 : 614, 321万円
③ 従業員数	42人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 1 の通り (委託契約により 100% 中間処理業者へ委託)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙2の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（平成29年度）実績】別紙3の通り		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 工法の検討 P C化、ラス型枠等		
②計画	【目標】別紙3の通り		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 前年度の取組を継続 (工法の検討：P C化、ラス型枠等)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現場の状況に応じて混合廃棄物以外は全て分別を行い保管し処理委託
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ISO14001の管理体制により分別を実施

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（平成29年度）実績】別紙3の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特に実施していない		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（平成29年度）実績】別紙3の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特に実施していない		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（平成29年度）実績】別紙3の通り		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特に実施していない		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（平成29年度）実績】別紙3の通り		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量 再生利用業者への処理委託量 認定熱回収業者への処理委託量 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	優良認定処理業者への処理委託量	t
		再生利用業者への処理委託量	t
		認定熱回収業者への処理委託量	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	(これまでに実施した取組) 委託基準に従って産業廃棄物を委託できる業者を選定し書面による契約を実施している。 新築工事については名古屋支店指定推薦業者のみ委託契約を基本としている。 委託契約に先立ち処理業者の現地確認を確認し適切と判断したのち委託処理を行っている。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量		t
		優良認定処理業者への処理委託量	t
		再生利用業者への処理委託量	t
		認定熱回収業者への処理委託量	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	(今後実施する予定の取組) ・再生利用、熱回収が可能である廃棄物は、再生利用、熱回収ができる業者へ委託する。 ・可能な限り優良認定処理業者から選定する。		
	※事務処理欄		

(第6面)

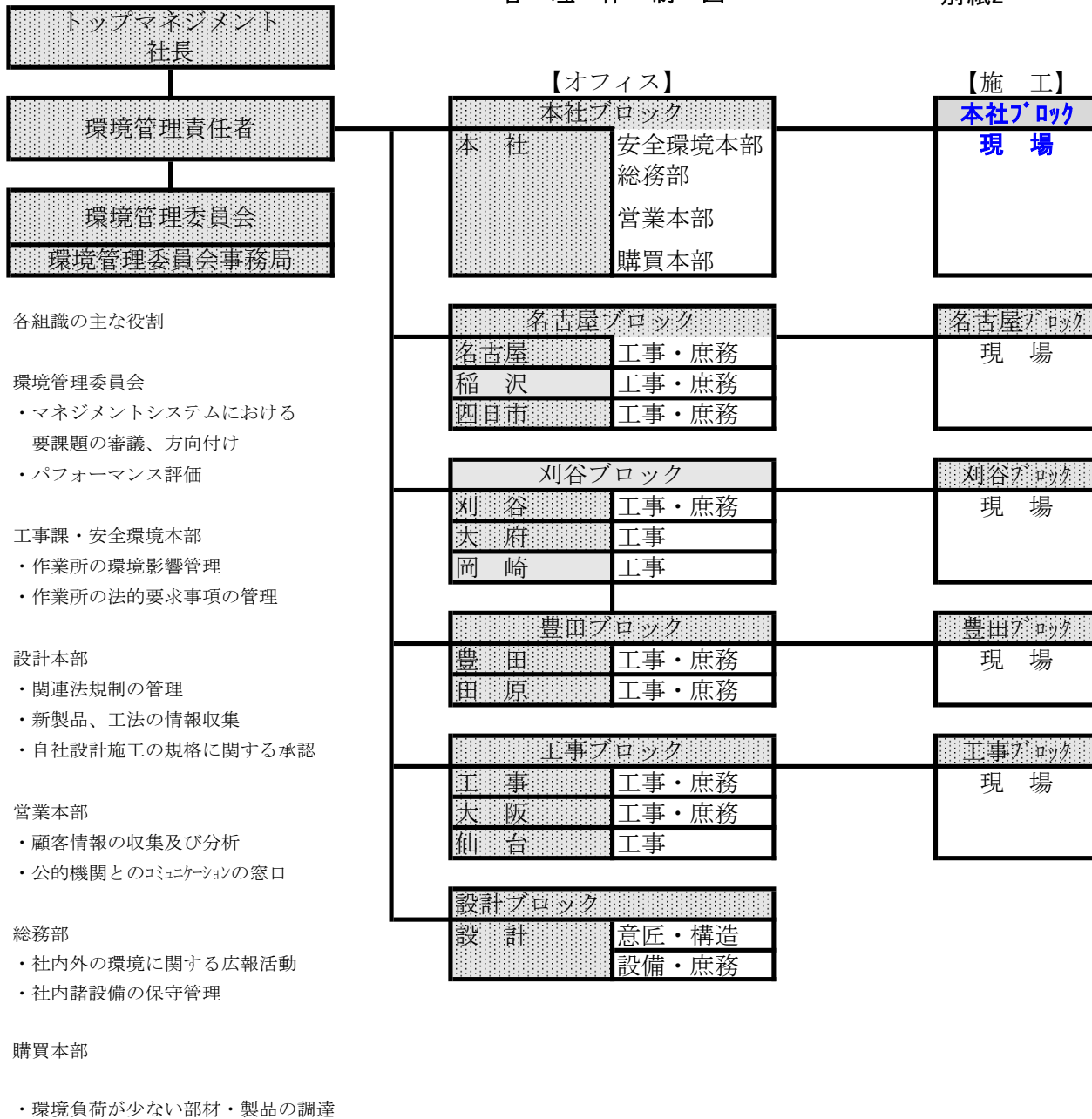
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。



管 理 体 制 図
管 理 体 制 図

別紙2



産業廃棄物処理計画書（産業廃棄物の実績及び計画の量）

(単位：トン)

産 業 廃 棄 物 の 種 類		コンクリート塊	アスファルト塊	がれき類	ガラス・陶磁器くず	廃プラスチック	金属くず	建設汚泥	紙くず	木くず	繊維くず	廃石膏ボード	混合物	合計	
排 出 抑 制		前年度排出量（実績）	3125.45	728.544	231.446	68.21	133.88	316.47	1.092	55.055	147.78		332.5	257.4784	5397.9054
		本年度排出量（計画）	2500	550	200	50	100	230	0.75	40	110		250	200	4230.75
自 ら 再 生 利 用 を 行 っ た（ 行 う ） 量		前年度実績													
		計画（目標）													
中 間 処 理 量	自ら熱回収を 行った(行う)量	前年度実績													
		計画（目標）													
	自ら中間処理により 減量した(する)量	前年度実績													
		計画（目標）													
自 ら 埋 立 処 分 又 は 海 洋 投 入 処 分 を 行 っ た（ 行 う ） 量		前年度実績													
		計画（目標）													
処 理 の 委 託	全処理委託量	前年度実績	3125.45	728.544	231.446	68.21	133.88	316.47	1.092	55.055	147.78		332.5	257.4784	5397.9054
		計画（目標）	2500	550	200	50	100	230	0.75	40	110		250	200	4230.75
	優良認定処理業者 への処理委託量	前年度実績													
		計画（目標）													
	再生利用業者への 処理委託量	前年度実績													
		計画（目標）													
	認定回収業者 への処理委託量	前年度実績													
		計画（目標）													
	認定回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	前年度実績													
		計画（目標）													
		前年度実績													
		計画（目標）													

【記載方法】

- ・各産業廃棄物の種類ごとに該当の箇所の上段に前年度の実績（現状）を下段に本年度の計画（目標）の産業廃棄物の量を記載して下さい。
- ・「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入し、下段に記載のそれぞれの内訳を記載して下さい。
- ・「自ら再生利用を行った（行う）量」の欄は、自ら直接再生利用した量と自ら中間処理した後再生利用した量を記載して下さい。
- ・「自ら埋立処分又は海洋投入を行った（行う）量」の欄は、自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量と自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量を記載して下さい。

旧		新		備 考
大分類	中分類	大分類	中分類	
A 農業	1 農業	A 農業、林業	1 農業	→A農業、林業へ
			2 林業	
B 林業	2 林業			
C 漁業	3 漁業	B 漁業	3 漁業(水産養殖業を除く)	
	4 水産養殖業		4 水産養殖業	
D 鉱業	5 鉱業	C 鉱業、碎石業、砂利採取業	5 鉱業、碎石業、砂利採取業	
E 建設業	6 総合工事業 7 職別工事業(設備工事業を除く) 8 設備工事業	D 建設業	6 総合工事業 7 職別工事業(設備工事業を除く) 8 設備工事業	
F 製造業	9 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 11 繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く) 12 衣服・その他の繊維製品製造業 13 木材・木製品製造業(家具を除く) 14 家具・装備品製造業 15 パルプ・紙・紙加工品製造業 16 印刷・同関連業 17 化学工業 18 石油製品・石炭製品製造業 19 プラスチック製品製造業 20 ゴム製品製造業 21 なめし革・同製品・毛皮製造業 22 窯業・土石製品製造業 23 鉄鋼業 24 非鉄金属製造業 25 金属製品製造業 26 一般機械器具製造業 27 電気機械器具製造業 28 情報通信機械器具製造業 29 電子部品・デバイス製造業 30 輸送用機械器具製造業 31 精密機械器具製造業 32 その他の製造業	F 製造業	9 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業(家具を除く) 13 家具・装備品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 15 印刷・同関連業 16 化学工業 17 石油製品・石炭製品製造業 18 プラスチック製品製造業 19 ゴム製品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 21 窯業・土石製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業	
G 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業 34 ガス業 35 熱供給業 36 水道業	F 電気・ガス・熱供給・水道業	33 電気業 34 ガス業 35 熱供給業 36 水道業	
H 情報通信業	37 通信業 38 放送業 39 情報サービス業 40 インターネット付随サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業	G 情報通信業	37 通信業 38 放送業 39 情報サービス業 40 インターネット付随サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業	
I 運輸業	42 鉄道業 43 道路旅客運送業 44 道路貨物運送業 45 水運業 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業	H 運輸業、郵便業	42 鉄道業 43 道路旅客運送業 44 道路貨物運送業 45 水運業 46 航空運輸業 47 倉庫業 48 運輸に附帯するサービス業 49 郵便業(信書便事業を含む)	
J 卸売業、小売業	49 各種商品卸売業 50 繊維・衣服等卸売業 51 飲食料品卸売業 52 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 53 機械器具卸売業 54 その他の卸売業 55 各種商品小売業 56 織物・衣服・身の回り品小売業 57 飲食料品小売業 58 自動車・自転車小売業 59 家具・じゅう器・機械器具小売業 60 その他の小売業	I 卸売業、小売業	50 各種商品卸売業 51 繊維・衣服等卸売業 52 飲食料品卸売業 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 54 機械器具卸売業 55 その他の卸売業 56 各種商品小売業 57 織物・衣服・身の回り品小売業 58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業 61 無店舗小売業	

		L 学術研究、 専門・技術 サービス業	71 学術・開発研究機関 72 専門サービス業(他に分類されないもの) 73 広告業 74 技術サービス業(他に分類されないもの)	新設
M 飲食店、宿 泊業	70 一般飲食店 71 遊興飲食店 72 宿泊業	M 宿泊業、飲 食サービス 業	75 宿泊業 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業	
		N 生活関連 サービス 業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業	新設
		O 教育、学習 支援業	81 学校教育 82 その他の教育、学習支援業	
N 医療、福祉	73 医療業 74 保健衛生 75 社会保険・社会福祉・介護事業	P 医療、福祉	83 医療業 84 保健衛生 85 社会保険・社会福祉・介護事業	
O 教育、学習 支援業	76 学校教育 77 その他の教育、学習支援業			
P 複合サービ ス業	78 郵便局(別掲を除く) 79 協同組合〔他に分類されないもの〕	Q 複合サービ ス業	86 郵便局 87 協同組合〔他に分類されないもの〕	
Q サービス業 (他に分類 されないも の)	80 専門サービス業(他に分類されないもの) 81 学術・開発研究機関 82 洗濯・理容・美容・浴場業 83 その他の生活関連サービス業 84 娯楽業 85 廃棄物処理業 86 自動車整備業 87 機械等修理業(別掲を除く) 88 物品賃貸業 89 広告業 90 その他の事業サービス業 91 政治・経済・文化団体 92 宗教 93 その他のサービス業	R サービス業 (他に分類 されないも の)	88 廃棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業(別掲を除く) 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業 93 政治・経済・文化団体 94 宗教 95 その他のサービス業	L 学術研究、専門・技術サービス業へ L 学術研究、専門・技術サービス業へ N 生活関連サービス業、娯楽業へ N 生活関連サービス業、娯楽業へ N 生活関連サービス業、娯楽業へ
R 公務(他に 分類されな いもの)	94 外国公務 95 国家公務 96 地方公務	R 公務(他に 分類される ものを除く)	96 外国公務 97 国家公務 98 地方公務	
N 分類不能の 産業	99 分類不能の産業	N 分類不能の 産業	99 分類不能の産業	

廃棄物種類等のコード表

産業廃棄物は以下の通り分類してください

コード	産業廃棄物
01	燃 え 殻
02	汚 泥
03	廃 油
04	廃 酸
05	廃 ア ル カ リ
06	廃 プ ラ ス チ ッ ク 類
07	紙 く ず
08	木 く ず
09	織 維 く ず
10	動 ・ 植 物 性 残 さ
11	ゴ ム く ず
12	金 属 く ず
13	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
14	鋳 さ い
15	が れ き 類
16	動 物 の ふ ん 尿
17	動 物 の 死 体
18	ば い じ ん
19	13 号 廃 棄 物
20	混 合 物
21	石 綿 含 有 ガ ラ ス ・ 陶 磁 器 く ず
22	石 綿 含 有 廃 プ ラ ス チ ッ ク 類
23	石 綿 含 有 が れ き 類
24	石 綿 含 有 紙 く ず
25	石 綿 含 有 木 く ず
26	石 綿 含 有 織 維 く ず
27	石 綿 含 有 混 合 物
28	動 物 系 固 形 不 要 物

コード	特別管理産業廃棄物
50	引 火 性 廃 油
51	腐 食 性 廃 酸
52	腐 食 性 廃 ア ル カ リ
53	感 染 性 廃 棄 物
57	特 定 有 害 鋳 さ い
58	特 定 有 害 廃 石 綿 等
59	特 定 有 害 ば い じ ん
60	特 定 有 害 燃 え 殻
61	特 定 有 害 廃 油
62	特 定 有 害 汚 泥
63	特 定 有 害 廃 酸
64	特 定 有 害 廃 ア ル カ リ
65	13 号 特 定 有 害 廃 棄 物
66	特 管 廃 棄 物 の 混 合 物
67	P C B 汚 染 物 な ど